



愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛知労働局一般公示 第104号

令和8年10月14日、愛知地方最低賃金審議会から、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」及び「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を別紙1及び別紙2のとおり公示する。

なお、愛知県の区域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）若しくは輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。）及び建設用ショベルトラック製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和8年10月29日までに愛知労働局長あて（名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年10月14日

愛知労働局長 久知良 俊二

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の
改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金を次のように定めると。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 製鉄業
 - (2) 製鋼・製鋼圧延業
 - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,230 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和9年1月1日

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る
愛知地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (2) 建設用ショベルトラック製造業
 - (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,208 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年12月16日